

平成28年度
市税概要



目 次

I 寝屋川市の概要

1 市の位置	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額	3
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

III 市税の総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額	7

IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	9
(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3) 調定額	10
(4) 納税義務者1人あたり調定額	10
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2 法人市民税	
(1) 納税義務者数	13
(2) 調定額	13
(3) 平成27年度業種別調定額	14
(4) e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	15
(2) 調定額	15
(3) 土地	16
(4) 家屋	17
(5) 償却資産	18
(6) 交付金・納付金	19

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	
(1)	一般分	20
VI	軽自動車税、市たばこ税及び入湯税	
1	軽自動車税	
(1)	車種別課税台数及び調定額	21
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22
VII	地方譲与税及び府交付金等	
1	地方譲与税	23
2	府交付金等	23
VIII	徴収	
1	徴収率の推移	25
2	歳出還付金、還付加算金	26
3	不納欠損額	26
4	平成27年度口座振替（自動払込）額	26
IX	その他	
1	徴税費の状況	27
2	税務機構及び事務分掌	28
3	税務職員の年齢及び経験年数等	29
4	税務職員の手当	29
5	固定資産評価審査委員会委員	30
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数等調	30
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	31
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	32
※	税率の変遷	
	市民税の税歴	33
	諸税の税歴	52

I 寝屋川市の概要

1	市の位置	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2

I 寝屋川市の概要

1 市の位置

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

○ 市の広さ

面積	24.70 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、人口減少時代の到来、少子高齢化による人口構造の変化などにより、人口は約 23 万人で推移しています。

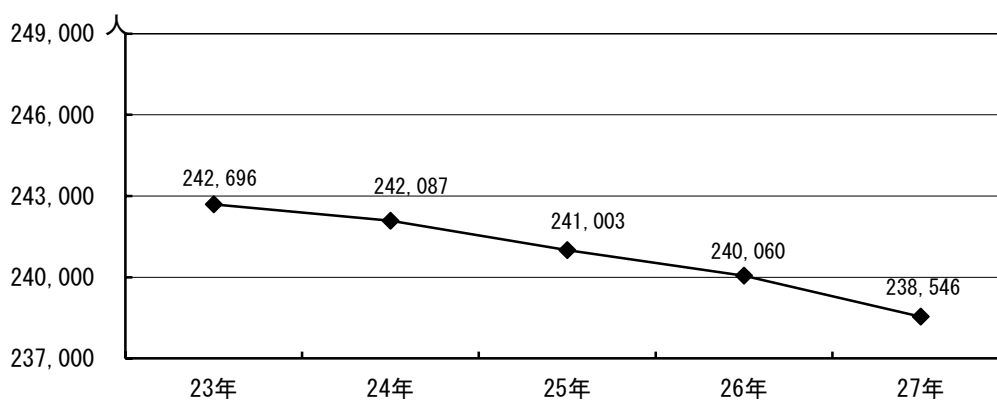
3 人口・世帯

(単位:人、世帯、%)

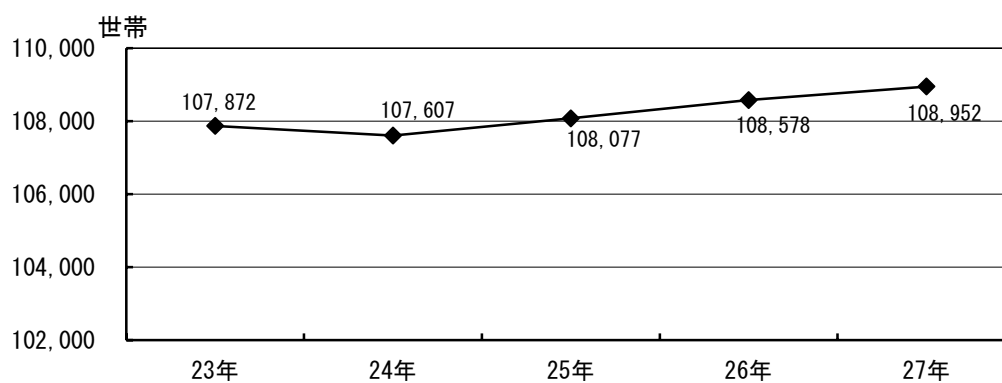
年度	人口	世帯数	一世帯あたりの人口	1km ² あたりの人口密度	人口の前年度比	平成23年を100とした場合の人口指数
23年	242,696	107,872	2.25	9,814	100.0	100.0
24年	242,087	107,607	2.25	9,789	99.7	99.7
25年	241,003	108,077	2.23	9,745	99.6	99.3
26年	240,060	108,578	2.21	9,719	99.6	98.9
27年	238,546	108,952	2.19	9,658	99.4	98.3

(人口・世帯数は、外国人登録を含む。各年度末現在)

人口の推移



世帯数の推移



Ⅱ 市の財政

1	一般会計予算額及び決算額・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)	歳入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	歳出・・・・・・・・・・・・・・・・	3

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

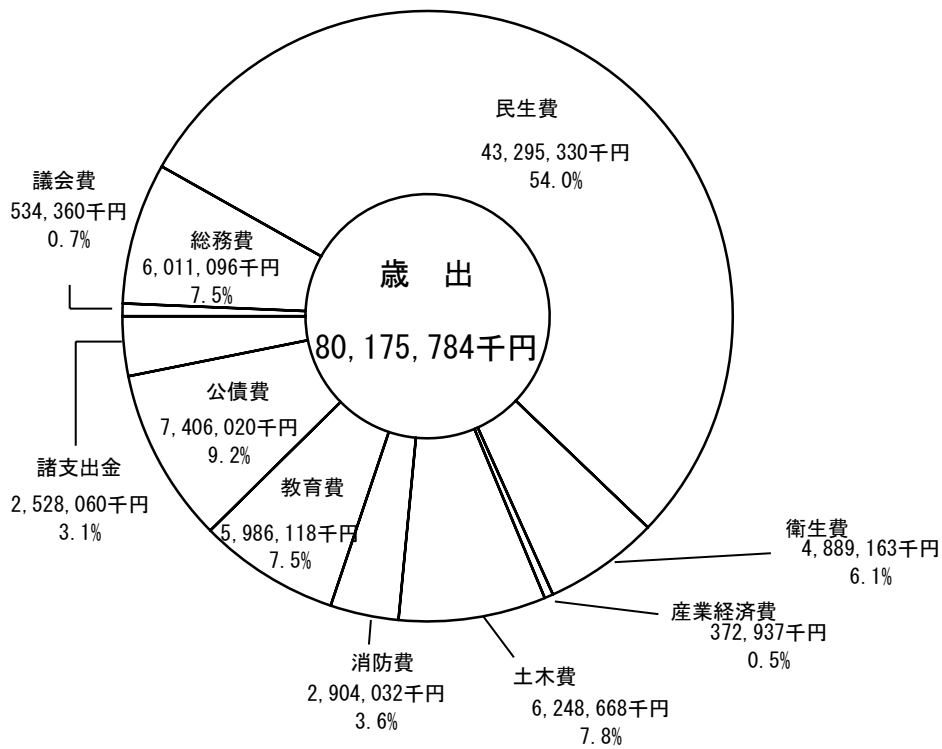
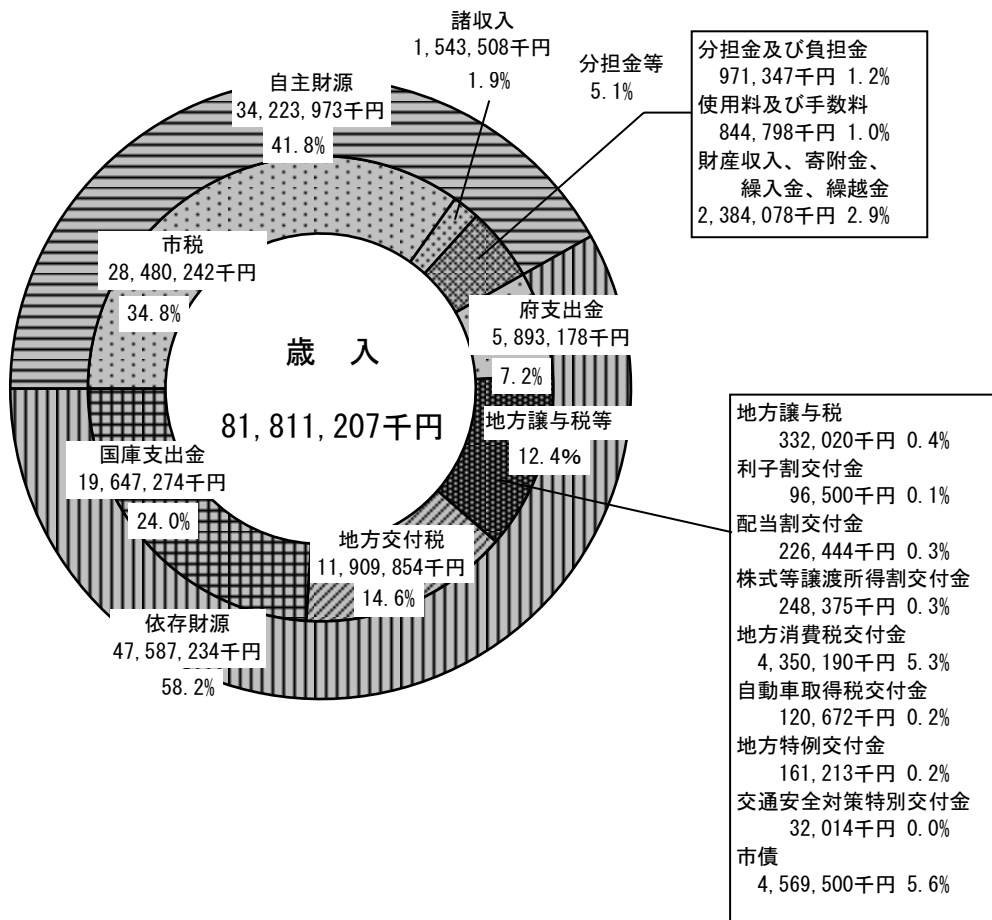
款 別	26年度				27年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,646,745	100.2	28,484,430	100.7	28,577,803	99.8	28,480,242	100.0
市 民 税	13,193,592	103.7	12,956,465	100.4	13,250,176	100.4	13,080,454	101.0
固 定 資 産 税	11,067,155	99.2	11,138,919	101.5	11,010,190	99.5	11,045,126	99.2
軽 自 動 車 税	203,416	104.4	208,823	104.3	213,574	105.0	215,651	103.3
市 た ば こ 税	1,674,005	97.3	1,693,880	97.1	1,622,100	96.9	1,676,711	99.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	4,958	71.3	4,770	88.9	4,666	94.1	4,745	99.5
都 市 計 画 税	2,503,619	100.0	2,481,573	101.1	2,477,097	98.9	2,457,555	99.0
地 方 譲 与 税	318,010	92.2	315,351	93.1	309,010	97.2	332,020	105.3
利 子 割 交 付 金	125,000	115.7	115,466	97.3	106,000	84.8	96,500	83.6
配 当 割 交 付 金	188,000	195.8	311,702	180.9	298,000	158.5	226,444	72.6
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	37,000	168.2	164,226	62.1	114,000	308.1	248,375	151.2
地 方 消 費 税 交 付 金	2,188,000	112.5	2,477,699	126.5	3,588,000	164.0	4,350,190	175.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金	87,010	53.4	77,341	46.4	110,000	126.4	120,672	156.0
地 方 特 例 交 付 金	182,846	92.1	171,984	89.4	171,468	93.8	161,213	93.7
地 方 交 付 税	11,943,291	99.7	12,356,343	103.2	11,909,854	99.7	11,909,854	96.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	37,000	97.4	30,242	87.3	30,000	81.1	32,014	105.9
分 担 金 及 び 負 担 金	1,101,889	100.3	1,100,752	101.9	1,007,024	91.4	971,347	88.2
使 用 料 及 び 手 数 料	737,961	108.5	728,123	106.6	863,239	117.0	844,798	116.0
国 庫 支 出 金	19,996,380	101.1	18,916,346	103.6	20,088,697	100.5	19,647,274	103.9
府 支 出 金	6,257,882	104.5	5,945,722	104.5	5,985,986	95.7	5,893,178	99.1
財 産 収 入	127,057	89.8	147,864	100.2	111,784	88.0	103,250	69.8
寄 附 金	12,600	33.2	12,084	72.8	96,908	769.1	96,858	801.5
繰 入 金	1,954,903	84.9	1,914,424	125.6	1,081,434	55.3	768,811	40.2
諸 収 入	1,193,732	126.0	903,264	92.5	2,136,205	179.0	1,543,508	170.9
市 債	6,747,200	81.4	4,892,700	80.2	6,193,500	91.8	4,569,500	93.4
繰 越 金	1,021,951	132.1	1,021,951	132.1	1,415,159	138.5	1,415,159	138.5
計	82,904,457	99.2	80,088,014	101.7	84,194,071	101.6	81,811,207	102.2

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	26年度				27年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	531,496	103.6	520,771	103.6	547,279	103.0	534,360	102.6
総 務 費	5,750,582	97.1	5,326,625	96.9	6,616,248	115.1	6,011,096	112.8
民 生 費	43,548,086	103.8	42,052,820	103.5	44,324,338	101.8	43,295,330	103.0
衛 生 費	4,581,583	106.8	4,324,150	112.0	5,139,664	112.2	4,889,163	113.1
産 業 経 済 費	379,763	110.6	226,687	75.7	552,998	145.6	372,937	164.5
土 木 費	6,407,268	96.8	5,517,928	94.6	7,307,438	114.0	6,248,668	113.2
消 防 費	2,767,750	96.4	2,761,447	96.5	2,917,194	105.4	2,904,032	105.2
教 育 費	7,396,612	75.8	6,628,820	91.9	6,633,016	89.7	5,986,118	90.3
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	9,227,687	106.2	9,090,511	106.4	7,527,489	81.6	7,406,020	81.5
諸 支 出 金	2,223,957	89.8	2,223,096	90.0	2,530,466	113.8	2,528,060	113.7
予 備 費	89,623	93.4	0	0.0	97,891	109.2	0	0.0
計	82,904,457	99.2	78,672,855	101.2	84,194,071	101.6	80,175,784	101.9

平成27年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



Ⅲ 市税の総括

1	市税収入額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	税目別調定額及び収入額・・・・・・・・・・・・	6
3	市税調定額の構成比・・・・・・・・・・・・・・	7
4	1人あたり、1世帯あたりの市税収入額・・・・	7

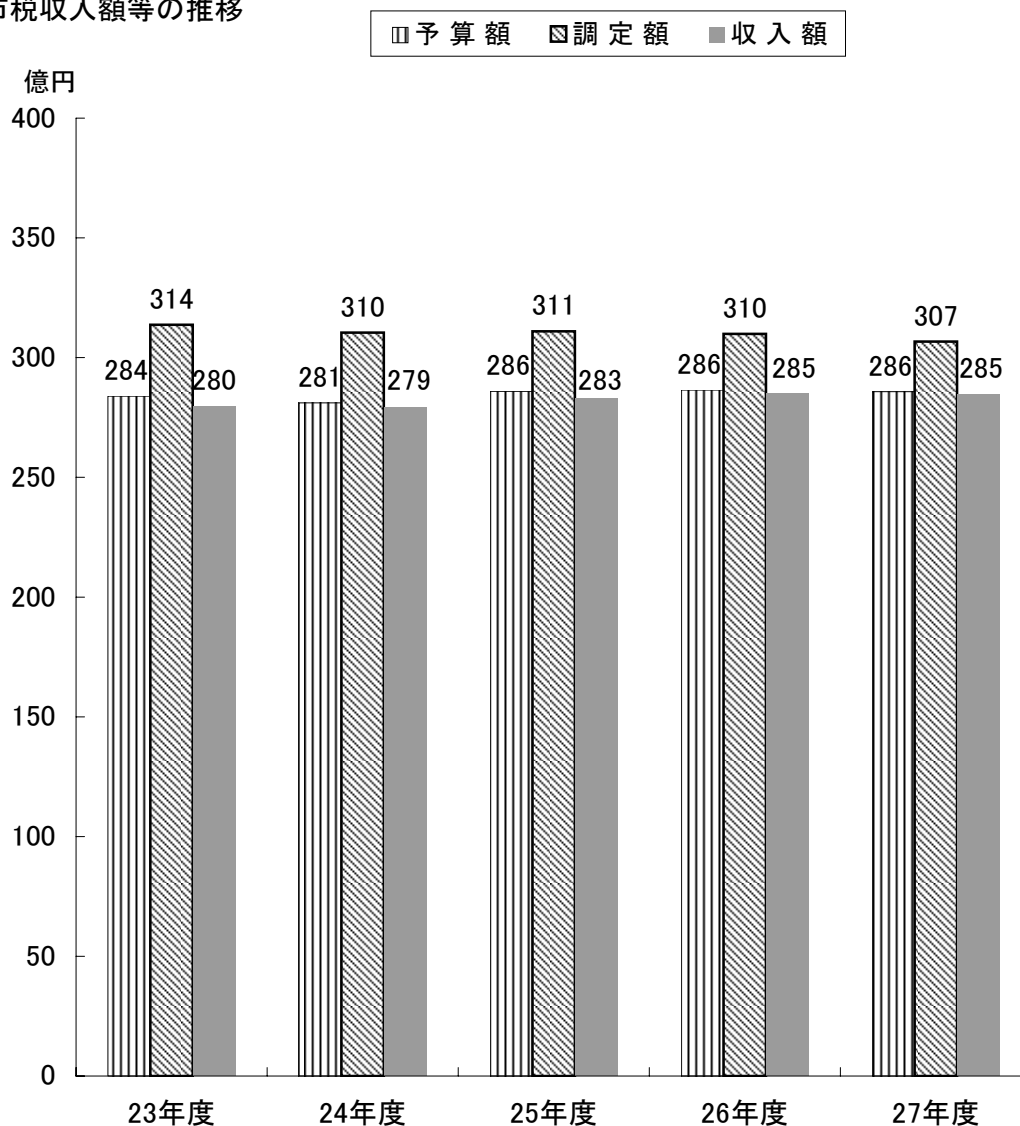
Ⅲ 市税の総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
23	28,390,507	100.0	31,370,496	99.5	27,966,759	100.4
24	28,110,245	99.0	31,041,868	99.0	27,938,969	99.9
25	28,591,064	101.7	31,098,819	100.2	28,279,333	101.2
26	28,646,745	100.2	30,990,513	99.7	28,484,430	100.7
27	28,577,803	99.8	30,667,218	99.0	28,480,242	100.0

市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度		25年度			26年度			27年度		
		調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率		
市民税	個人	現年	10,978,905	10,714,187	97.6	10,901,039	10,629,005	97.5	11,116,426	10,870,039	97.8	
		滞繰	881,754	274,091	31.1	762,962	268,132	35.1	645,486	257,559	39.9	
		計	11,860,659	10,988,278	92.6	11,664,001	10,897,137	93.4	11,761,912	11,127,598	94.6	
	法人	現年	1,917,284	1,907,091	99.5	2,057,893	2,047,342	99.5	1,948,970	1,939,986	99.5	
		滞繰	58,574	8,853	15.1	54,434	11,986	22.0	45,110	12,870	28.5	
		計	1,975,858	1,915,944	97.0	2,112,327	2,059,328	97.5	1,994,080	1,952,856	97.9	
	計		13,836,517	12,904,222	93.3	13,776,328	12,956,465	94.0	13,755,992	13,080,454	95.1	
固定資産税	純固定資産税	現年	10,673,012	10,445,256	97.9	10,774,761	10,568,838	98.1	10,678,837	10,488,429	98.2	
		滞繰	1,244,723	237,884	19.1	1,155,017	283,429	24.5	1,023,853	269,699	26.3	
		計	11,917,735	10,683,140	89.6	11,929,778	10,852,267	91.0	11,702,690	10,758,128	91.9	
	交付金	現年	286,425	286,425	100.0	286,652	286,652	100.0	286,998	286,998	100.0	
	計		12,204,160	10,969,565	89.9	12,216,430	11,138,919	91.2	11,989,688	11,045,126	92.1	
軽自動車税	現年	206,580	194,040	93.9	213,158	202,426	95.0	218,870	207,069	94.6		
	滞繰	47,463	6,094	12.8	44,053	6,397	14.5	35,807	8,582	24.0		
	計	254,043	200,134	78.8	257,211	208,823	81.2	254,677	215,651	84.7		
市たばこ税	現年	1,745,355	1,745,355	100.0	1,693,880	1,693,880	100.0	1,676,711	1,676,711	100.0		
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—		
	滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0		
	計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0		
入湯税	現年	5,365	5,365	100.0	4,770	4,770	100.0	4,745	4,745	100.0		
都市計画税	現年	2,449,840	2,392,705	97.7	2,463,028	2,411,704	97.9	2,438,317	2,391,005	98.1		
	滞繰	309,399	61,987	20.0	284,726	69,869	24.5	252,948	66,550	26.3		
	計	2,759,239	2,454,692	89.0	2,747,754	2,481,573	90.3	2,691,265	2,457,555	91.3		
合計	現年	28,262,766	27,690,424	98.0	28,395,181	27,844,617	98.1	28,369,874	27,864,982	98.2		
	滞繰	2,836,053	588,909	20.8	2,595,332	639,813	24.7	2,297,344	615,260	26.8		
	計	31,098,819	28,279,333	90.9	30,990,513	28,484,430	91.9	30,667,218	28,480,242	92.9		

3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
個人市民税	37.1	38.7	38.1	37.7	38.4
法人市民税	6.0	6.2	6.4	6.8	6.5
固定資産税	41.0	39.4	39.3	39.4	39.1
軽自動車税	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
市たばこ税	4.9	5.0	5.6	5.5	5.5
特別土地保有税	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	9.3	9.0	8.9	8.9	8.8

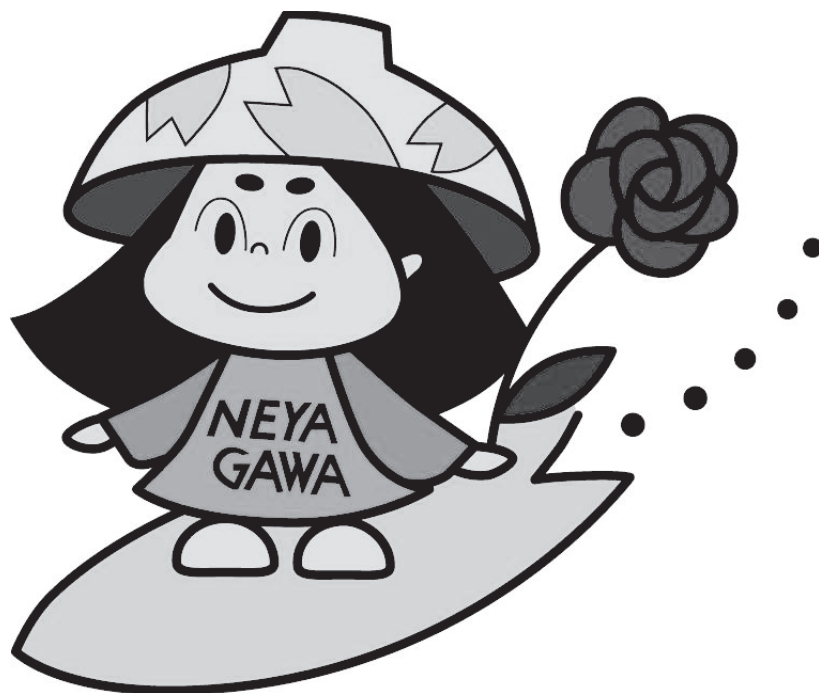
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
人口	242,696 人		242,087 人		241,003 人		240,060 人		238,546 人	
世帯数	107,872 世帯		107,607 世帯		108,077 世帯		108,578 世帯		108,952 世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり
市 民 税	50,820	114,338	53,057	119,365	53,544	119,398	53,972	119,329	54,834	120,057
個人市民税	43,418	97,684	45,408	102,157	45,594	101,671	45,394	100,362	46,648	102,133
法人市民税	7,402	16,654	7,649	17,208	7,950	17,727	8,578	18,967	8,186	17,924
固定資産税	46,768	105,222	45,003	101,244	45,516	101,498	46,401	102,589	46,302	101,376
軽自動車税	783	1,762	803	1,807	831	1,852	870	1,923	904	1,979
市たばこ税	6,366	14,323	6,398	14,393	7,242	16,149	7,056	15,601	7,029	15,390
特別土地 保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	30	67	30	68	22	50	20	44	20	44
都市計画税	10,466	23,548	10,118	22,762	10,185	22,712	10,337	22,855	10,302	22,556
合 計	115,233	259,260	115,409	259,639	117,340	261,659	118,656	262,341	119,391	261,402

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

はちかづきちゃん



- **特徴**…寝屋川市に古くから伝わる民話の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした、かわいい女の子のキャラクター
- **性格**…心やさしく、明るい性格
- **好きなもの**…バラやサクラをはじめとした、お花がとても大好き
- **出身地**…寝屋川市

IV 市民税

1	個人市民税	
(1)	納税義務者数	9
(2)	e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3)	調定額	10
(4)	納税義務者1人あたり調定額	10
(5)	所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2	法人市民税	
(1)	納税義務者数	13
(2)	調定額	13
(3)	平成27年度業種別調定額	14
(4)	e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	25年度			26年度			27年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	5,425	91.1	13.0	4,977	91.7	12.4	4,742	95.3	12.2
	均等割のみ	3,244	106.9	7.8	3,236	99.8	8.1	3,178	98.2	8.1
	均等割・所得割	32,977	98.4	79.2	31,864	96.6	79.5	31,073	97.5	79.7
	計	41,646	98.0	100.0	40,077	96.2	100.0	38,993	97.3	100.0
	所得割	38,402	97.3		36,841	95.9		35,815	97.2	
	均等割	36,221	99.1		35,100	96.9		34,251	97.6	
給与特別徴収	所得割のみ	334	102.5	0.5	286	85.6	0.5	310	108.4	0.5
	均等割のみ	1,109	112.9	1.9	1,164	105.0	1.9	1,149	98.7	1.9
	均等割・所得割	58,119	100.6	97.6	58,908	101.4	97.6	59,904	101.7	97.6
	計	59,562	100.8	100.0	60,358	101.3	100.0	61,363	101.7	100.0
	所得割	58,453	100.6		59,194	101.3		60,214	101.7	
	均等割	59,228	100.8		60,072	101.4		61,053	101.6	
公的年金特別徴収	所得割のみ	1,310	108.8	8.5	1,456	111.1	9.2	1,522	104.5	9.7
	均等割のみ	2,346	112.1	15.2	2,579	109.9	16.2	2,772	107.5	17.6
	均等割・所得割	11,762	103.6	76.3	11,848	100.7	74.6	11,445	96.6	72.7
	計	15,418	105.3	100.0	15,883	103.0	100.0	15,739	99.1	100.0
	所得割	13,072	104.1		13,304	101.8		12,967	97.5	
	均等割	14,108	105.0		14,427	102.3		14,217	98.5	
合計	所得割のみ	7,069	94.4	6.1	6,719	95.0	5.8	6,574	97.8	5.7
	均等割のみ	6,699	109.6	5.7	6,979	104.2	6.0	7,099	101.7	6.1
	均等割・所得割	102,858	100.2	88.2	102,620	99.8	88.2	102,422	99.8	88.2
	計	116,626	100.3	100.0	116,318	99.7	100.0	116,095	99.8	100.0
	所得割	109,927	99.8		109,339	99.5		108,996	99.7	
	均等割	109,557	100.7		109,599	100.0		109,521	99.9	
特別徴収義務者数		19,222	101.1		19,504	101.5		19,842	101.7	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数

	25年度	26年度	27年度
電子申告件数	36,061件	40,199件	44,028件
電子申告率	29.3%	31.6%	33.5%

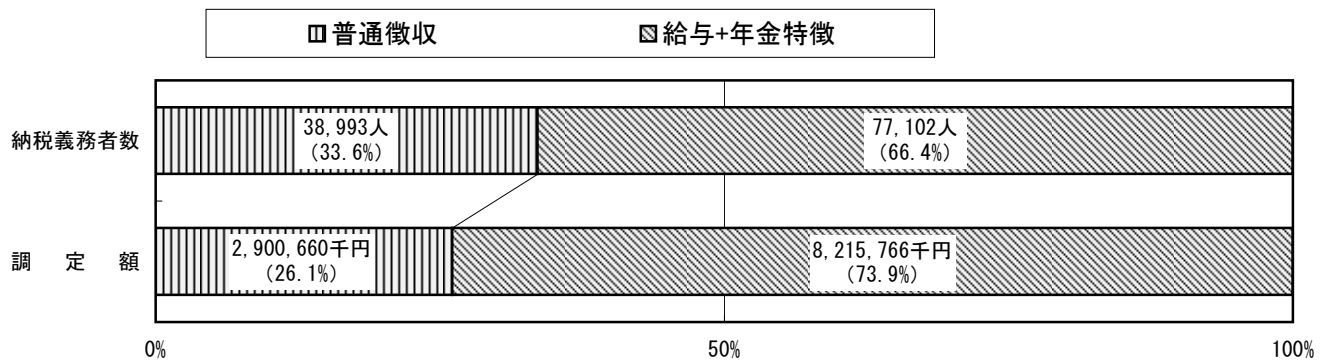
(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		25年度			26年度			27年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,829,397	99.1		2,763,262	97.7		2,792,470	101.1		
	均等割	97,509	98.1		110,244	113.1		108,190	98.1		
	計	2,926,906	99.0	26.7	2,873,506	98.2	26.4	2,900,660	100.9	26.1	
特別徴収	給与	所得割	7,392,731	99.8		7,335,211	99.2		7,538,262	102.8	
		均等割	170,814	100.6		197,422	115.6		204,997	103.8	
		計	7,563,545	99.9	68.9	7,532,633	99.6	69.1	7,743,259	102.8	69.7
	公的年金等	所得割	451,529	100.0		450,653	99.8		427,950	95.0	
		均等割	36,925	103.2		44,247	119.8		44,557	100.7	
		計	488,454	100.2	4.4	494,900	101.3	4.5	472,507	95.5	4.2
合計	所得割	10,673,657	99.6		10,549,126	98.8		10,758,682	102.0		
	均等割	305,248	100.1		351,913	115.3		357,744	101.7		
	計	10,978,905	99.7	100.0	10,901,039	99.3	100.0	11,116,426	102.0	100.0	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

平成27年度納税義務者数及び調定額の構成



(4) 納税義務者1人あたり調定額

(単位：円、%)

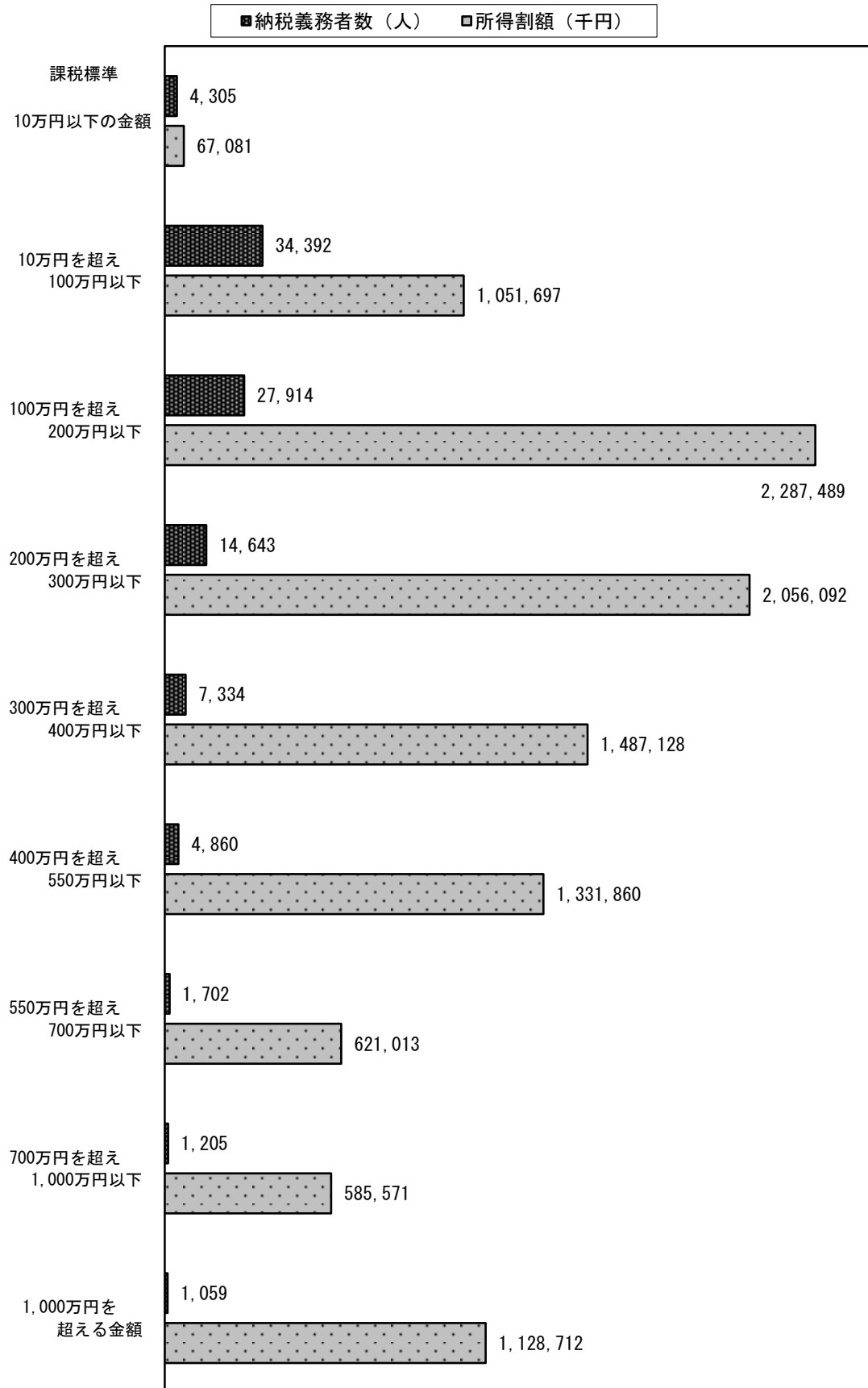
年度 区分	25年度		26年度		27年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収	70,281	101.0	71,700	102.0	74,389	103.8
給与特別徴収	126,986	99.1	124,799	98.3	126,188	101.1
年金特別徴収	31,681	95.2	31,159	98.4	30,021	96.3
全体	94,138	99.3	93,718	99.6	95,753	102.2

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋敷等 のみ	分離譲渡 所得者	合 計
	納税義務者数（人）	構成比（％）							
26 年度		納税義務者数（人）	76,905	5,623	3	19,250	45	—	101,826
		構成比（％）	75.6	5.5	0.0	18.9	0.0	—	100.0
		市民税額（千円）	8,809,389	508,935	215	1,384,262	158	—	10,702,959
		構成比（％）	82.3	4.8	0.0	12.9	0.0	—	100.0
		1人あたりの 市民税額（円）	114,549	90,510	71,667	71,910	3,511	—	105,110
		所得割を納める者	納税義務者数（人）	74,547	4,840	3	16,125	—	964
		所得金額（千円）	228,636,856	13,608,434	7,815	34,295,302	—	4,469,995	281,018,402
		構成比（％）	81.4	4.8	0.0	12.2	—	1.6	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,067,016	2,811,660	2,605,000	2,126,840	—	4,636,924	2,912,742
		27 年度		納税義務者数（人）	77,830	5,660	5	18,600	5
構成比（％）	76.3			5.5	0.0	18.2	0.0	—	100.0
	市民税額（千円）		9,088,619	544,453	107	1,323,748	17	—	10,956,944
	構成比（％）		82.9	5.0	0.0	12.1	0.0	—	100.0
	1人あたりの 市民税額（円）		116,775	96,193	21,400	71,169	3,400	—	107,316
	所得割を納める者		納税義務者数（人）	75,464	4,967	3	15,508	—	833
	所得金額（千円）		235,860,606	14,307,339	7,286	32,567,236	—	3,887,227	286,629,694
	構成比（％）		82.2	5.0	0.0	11.4	—	1.4	100.0
	1人あたりの 所得額（円）		3,125,472	2,880,479	2,428,667	2,100,028	—	4,666,539	2,961,815
	28 年度			納税義務者数（人）	78,483	5,768	2	18,666	1
構成比（％）		76.3		5.6	0.0	18.1	0.0	—	100.0
		市民税額（千円）	9,131,785	564,137	25	1,278,307	3	—	10,974,257
		構成比（％）	83.2	5.1	0.0	11.7	0.0	—	100.0
		1人あたりの 市民税額（円）	116,354	97,805	12,500	68,483	3,000	—	106,629
		所得割を納める者	納税義務者数（人）	76,041	5,059	1	15,476	—	837
		所得金額（千円）	238,780,840	14,814,657	2,325	32,513,255	—	4,182,243	290,293,320
		構成比（％）	82.3	5.1	0.0	11.2	—	1.4	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,140,159	2,928,377	2,325,000	2,100,882	—	4,996,706	2,979,996

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表)

平成28年度 課税標準段階別所得割額等の構成



2 法人市民税

(1) 納税義務者数

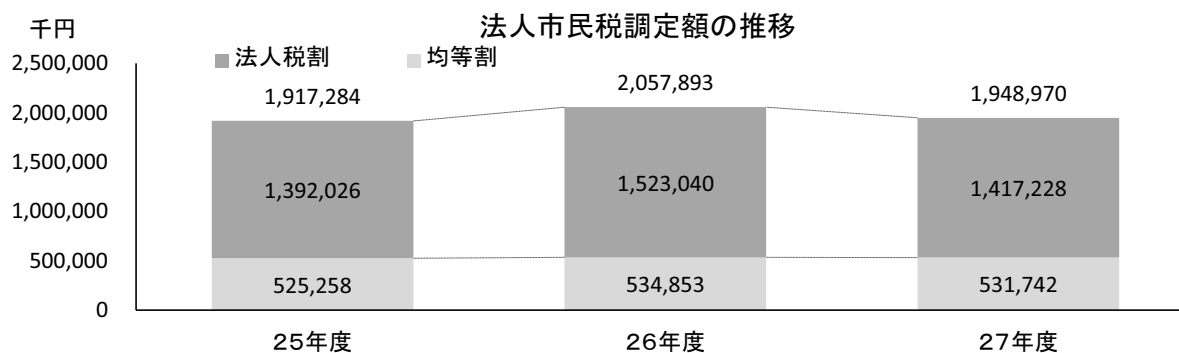
(単位：円、社、%)

資本金等の額	市内の 従業者数	均等割税率 (年額)	25年度		26年度		27年度	
			納税 義務者数	構成比	納税 義務者数	構成比	納税 義務者数	構成比
50億円超	50人超	3,600,000	32	0.7	32	0.7	34	0.8
10億円超 50億円以下		2,100,000	8	0.2	10	0.2	12	0.3
10億円超	50人以下	492,000	181	4.2	168	3.8	182	4.0
1億円超 10億円以下	50人超	480,000	18	0.4	20	0.5	20	0.4
	50人以下	192,000	133	3.1	130	3.0	136	3.1
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	55	1.3	59	1.3	56	1.3
	50人以下	156,000	535	12.4	539	12.3	529	11.8
1千万円以下	50人超	144,000	34	0.8	30	0.7	38	0.9
上記以外の法人		60,000	3,320	76.9	3,395	77.5	3,451	77.4
合計			4,316	100.0	4,383	100.0	4,458	100.0

(2) 調定額

(単位：円、%)

		25年度		26年度		27年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
均等割	現年度	516,364,000	98.8	525,701,000	101.8	522,383,800	99.4
	過年度	8,894,000	140.2	9,152,000	102.9	9,358,200	102.3
	計	525,258,000	99.3	534,853,000	101.8	531,742,000	99.4
法人税割	現年度	1,368,097,800	106.7	1,494,770,300	109.3	1,372,202,300	91.8
	過年度	23,927,700	65.7	28,269,600	118.1	45,025,600	159.3
	計	1,392,025,500	105.6	1,523,039,900	109.4	1,417,227,900	93.1
合計		1,917,283,500	103.8	2,057,892,900	107.3	1,948,969,900	94.7



(3) 平成27年度業種別調定額

(単位：円、社、%)

	農業、林業	漁業	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業
申告数	6	0	0	910	640
調定額	347,500	0	0	144,571,300	421,766,900

	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
申告数	3	57	264	1,360	118
調定額	170,000	7,659,900	187,196,100	528,439,300	191,981,900

	不動産業、 物品賃貸業	学術研究、専門・ 技術サービス業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連サービ ス業、娯楽業	教育、 学習支援業
申告数	745	143	282	205	79
調定額	172,135,400	12,123,200	52,610,100	68,059,000	8,627,500

	医療、福祉	複合サービス 事業	サービス業、 その他	合計
申告数	397	15	528	5,752
調定額	62,253,300	7,038,200	83,990,300	1,948,969,900

※ 総務省の日本標準産業分類の大分類

(4) eL T A Xによる電子申告書提出件数

	25年度	26年度	27年度
電子申告件数	2,544件	2,842件	3,144件
電子申告率	45.9%	49.9%	54.6%

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1	固定資産税	
(1)	納税義務者数	15
(2)	調定額	15
(3)	土地	16
(4)	家屋	17
(5)	償却資産	18
(6)	交付金・納付金	19
2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	
(1)	一般分	20

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

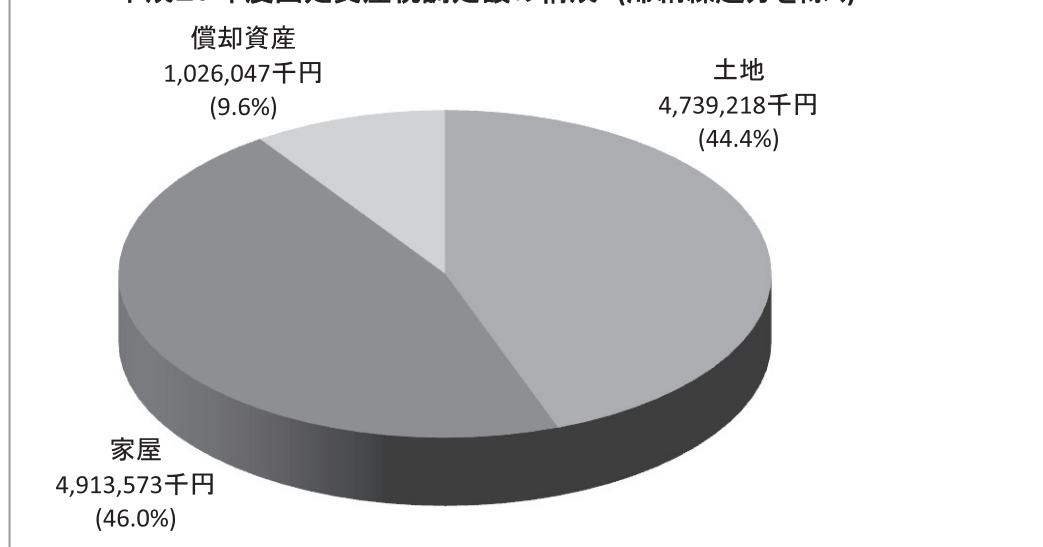
区分	25年度		26年度		27年度	
	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地	64,560	100.6	64,826	100.4	65,094	100.4
家屋	70,675	100.7	71,088	100.6	71,568	100.7
償却資産	1,154	98.3	1,139	98.7	1,169	102.6

(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	25年度		26年度		27年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地	4,698,560	98.5	4,762,836	101.4	4,739,218	99.5
家屋	4,948,544	102.9	4,980,844	100.7	4,913,573	98.6
小計	9,647,104	100.7	9,743,680	101.0	9,652,791	99.1
償却資産	1,025,908	100.5	1,031,082	100.5	1,026,047	99.5
合計	10,673,012	100.7	10,774,762	101.0	10,678,838	99.1

平成27年度固定資産税調定額の構成 (滞納繰越分を除く)



(3) 土地

① 平成28年度地目別評価地積等の構成

地目	区分	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
田	一般田	1,670	983,635	6.8	286	154,123	135,147	115,387	137	225
	介在田・市街化区域田	425	187,323	1.3	2	221	6,806,794	6,806,379	36,337	88,750
畑	一般畑	768	366,610	2.5	94	51,253	28,789	25,097	79	204
	介在畑・市街化区域畑	445	111,713	0.8	7	1,126	4,438,212	4,435,016	39,729	90,585
宅地		103,833	12,213,903	84.5	870	13,494	949,761,075	949,061,776	77,761	272,150
池沼		2	61	0.0	0	0	1	1	16	23
山林		327	114,772	0.8	31	9,100	1,381,710	1,380,682	12,039	75,012
原野		31	5,024	0.0	6	1,095	37	27	7	54
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	581	229,643	1.6	0	0	7,682,674	7,682,674	33,455	37,182
	鉄軌道用地(複合)	160	21,439	0.1	0	0	1,195,951	1,195,951	55,784	212,800
	その他の雑種地	827	228,176	1.6	21	1,441	7,584,607	7,582,564	34,352	118,800
合計		109,069	14,462,299	100.0	1,317	231,853	979,014,997	978,285,554	67,694	

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目		年度	26年度	27年度	28年度
田	課税標準額		1,655,938	1,750,729	1,911,102
	地積		1,045,806	1,030,738	1,016,614
畑	課税標準額		1,533,102	1,499,039	1,491,916
	地積		431,206	427,820	425,944
宅地	課税標準額		326,834,835	324,827,845	325,186,755
	地積		12,132,075	12,135,748	12,200,409
池沼	課税標準額		1	1	1
	地積		60	60	61
山林	課税標準額		768,519	746,035	942,214
	地積		103,821	101,455	105,672
原野	課税標準額		27	27	27
	地積		3,929	3,929	3,929
雑種地	鉄軌道用地	課税標準額	6,176,968	6,175,960	6,186,988
		地積	250,642	250,604	251,082
	その他の雑種地	課税標準額	4,999,363	5,826,085	5,097,272
		地積	232,431	274,880	226,735
合計		課税標準額	341,968,753	340,825,721	340,816,275
		地積	14,199,970	14,225,234	14,230,446

(概要調書による)

(4) 家屋

① 平成28年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	平均価格 (円/㎡)	評価額 (千円)	床面積 (㎡)	
木 造	専 用 住 宅	104,710,996	51,650	4,282,602	24,450	124,966	58,500	
	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	4,265,261	1,270	266,423	16,009	222	74	
	併 用 住 宅	2,876,280	2,951	239,825	11,993	4,530	1,727	
	工 場 ・ 倉 庫	207,204	532	38,236	5,419	4,116	2,380	
	そ の 他	708,969	2,056	68,791	10,306	9,582	6,988	
	計	112,768,710	58,459	4,895,877	23,033	143,416	69,669	
非 木 造	事 務 所 ・ 店 舗 ・ 銀 行	鉄 骨 鉄 筋 造	6,802,471	14	92,892	73,230	0	0
		鉄 筋 造	6,563,288	139	144,959	45,277	0	0
		鉄 骨 造	30,148,917	918	627,987	48,009	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	381,270	139	19,470	19,582	57	10
		ブ ロ ッ ク 造	2,949	7	176	16,756	0	0
		計	43,898,895	1,217	885,484	49,576	57	10
	住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄 骨 鉄 筋 造	33,340,560	67	571,695	58,319	0	0
		鉄 筋 造	77,885,023	1,706	1,424,128	54,690	541	93
		鉄 骨 造	35,969,577	4,041	904,175	39,782	41	13
		軽 量 鉄 骨 造	16,246,126	3,198	495,850	32,764	399	256
		ブ ロ ッ ク 造	105,216	245	9,463	11,119	1,442	362
		計	163,546,502	9,257	3,405,311	48,027	2,423	724
	ホ テ ル ・ 病 院	鉄 骨 鉄 筋 造	1,338,354	5	11,872	112,732	0	0
		鉄 筋 造	4,006,677	33	59,190	67,692	0	0
		鉄 骨 造	1,766,586	44	26,485	66,701	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	27,028	4	835	32,369	0	0
		ブ ロ ッ ク 造	0	0	0	0	0	0
		計	7,138,645	86	98,382	72,560	0	0
	工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場	鉄 骨 鉄 筋 造	121,374	4	7,712	15,738	0	0
		鉄 筋 造	1,455,248	73	48,116	30,245	0	0
		鉄 骨 造	18,676,568	1,084	783,996	23,822	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	537,093	334	77,352	6,943	635	138
		ブ ロ ッ ク 造	58,227	134	6,301	9,241	844	180
		計	20,848,510	1,629	923,477	22,576	1,479	318
	そ の 他	鉄 骨 鉄 筋 造	1,644,314	3	19,894	82,654	0	0
		鉄 筋 造	17,200,728	10,989	449,001	38,309	117	14
		鉄 骨 造	5,733,175	102	135,850	42,202	0	0
軽 量 鉄 骨 造		87,902	72	6,397	13,741	0	0	
ブ ロ ッ ク 造		20,135	83	1,891	10,648	302	78	
計		24,686,254	11,249	613,033	40,269	419	92	
合 計	鉄 骨 鉄 筋 造	43,247,073	93	704,065	61,425	0	0	
	鉄 筋 造	107,110,964	12,940	2,125,394	50,396	658	107	
	鉄 骨 造	92,294,823	6,189	2,478,493	37,238	41	13	
	軽 量 鉄 骨 造	17,279,419	3,747	599,904	28,804	1,091	404	
	ブ ロ ッ ク 造	186,527	469	17,831	10,461	2,588	620	
	計	260,118,806	23,438	5,925,687	43,897	4,378	1,144	

(概要調書による)

② 平成28年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	49,430	3,622,292	467	22,592	247,098	293
	併 用 住 宅	424	29,818	3	2,954	25,513	32
	共同住宅・寄宿舍	3,736	280,249	9	11,128	90,506	54
	工 場 ・ 倉 庫	190	4,874	2	1,080	4,549	10
	そ の 他	9,466	451,471	9	1,030	6,566	44
	小 計	63,246	4,388,704	490	38,784	374,232	433
非 木 造	事務所・店舗・銀行	6,032	514,934	12	4,237	157,016	10
	住宅・アパート	25,815	2,224,146	63	10,614	261,496	36
	工場・倉庫・市場	18,062	871,338	16	12,555	147,509	28
	そ の 他	138	3,752	4	447	5,327	12
	小 計	50,047	3,614,170	95	27,853	571,348	86
合 計		113,293	8,002,874	585	66,637	945,580	519

(概要調書による)

(5) 償却資産

① 平成28年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(ア)	(ア)以外
市 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	14,142,146	14,118,993	60,440	14,058,553
	機 械 及 び 装 置	18,825,964	18,540,208	391,106	18,149,102
	船 舶	257	257	0	257
	車 両 及 び 運 搬 具	493,321	493,321	0	493,321
	工 具 器 具 及 び 備 品	13,710,925	13,709,629	5,183	13,704,446
	小 計	47,172,613	46,862,408	456,729	46,405,679
法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの		29,329,460	28,376,197		
合 計		76,502,073	75,238,605		

(概要調書による)

② e L T A Xによる電子申告受付数

	25年度	26年度	27年度
電子申告件数	546件	655件	826件
電子申告率	12.2%	14.8%	19.1%

(6) 交付金・納付金

年度別交付（納付）額

(単位：千円、%)

区分	25年度		26年度		27年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	286,425	101.2	286,652	100.1	286,998	100.1
納付金	—	—	—	—	—	—
合計	286,425	101.2	286,652	100.1	286,998	100.1

2 都市計画税

(1) 納税義務者数及び調定額

区分	25年度	26年度	27年度
納税義務者数(人)	77,781	78,102	78,575
前年度比(%)	100.5	100.4	100.6
調定額(千円)	2,449,840	2,463,028	2,438,316
前年度比(%)	100.2	100.5	99.0

3 特別土地保有税

(1) 一般分

区分 年度	保有分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)						取得分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)							
	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税 額 (千円)	申告額 (千円)	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税 額 (千円)	申告額 (千円)
19年度	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	8,346	0	1	8,820	1,620,623	613,727	24,069	24,069	0
20年度 以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	
(1)	車種別課税台数及び調定額	21
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

年度 区分		税率 (円)	25 年 度			26 年 度			27 年 度			
			台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000	21,692	21,692	96.6	21,087	21,087	97.2	20,412	20,412	96.8	
	90cc以下	1,200	973	1,168	92.8	930	1,116	95.5	884	1,061	95.1	
	125cc以下	1,600	4,950	7,920	108.4	5,249	8,398	106.0	5,459	8,734	104.0	
	ミニカー	2,500	85	212	111.6	88	220	103.8	91	228	103.6	
	小 計		27,700	30,992	99.3	27,354	30,821	99.4	26,846	30,435	98.7	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの	2,400	3,322	7,973	98.9	3,338	8,011	100.5	3,283	7,879	98.4	
	三輪のもの	3,100	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	四輪のもの 乗用	営業用	5,500	11	60	157.9	14	77	128.3	12	66	85.7
		自家用	7,200	17,924	129,053	104.7	18,827	135,555	105.0	19,715	141,948	104.7
	貨物	営業用	3,000	491	1,473	96.1	494	1,482	100.6	524	1,572	106.1
		自家用	4,000	6,686	26,744	97.5	6,706	26,824	100.3	6,597	26,388	98.4
	農 耕 用	1,600	23	37	115.6	30	48	129.7	34	54	112.5	
	特殊作業用	4,700	97	456	104.3	97	456	100.0	91	428	93.9	
	小 計		28,554	165,796	103.1	29,506	172,453	104.0	30,256	178,335	103.4	
二輪の小型自動車	4,000	2,448	9,792	103.0	2,471	9,884	100.9	2,525	10,100	102.2		
合 計		58,702	206,580	102.5	59,331	213,158	103.2	59,627	218,870	102.7		

2 市たばこ税

(1) 調定額等

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
消費本数 (千本)	旧3級品 15,782	旧3級品 16,650	旧3級品 16,824
	旧3級品以外 327,599	旧3級品以外 314,013	旧3級品以外 310,668
税率	旧3級品 1,000本につき2,495円	旧3級品 1,000本につき2,495円	旧3級品 1,000本につき2,495円
	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円
調定額 (千円)	1,745,355	1,693,880	1,676,711
前年度比 (%)	112.7	97.1	99.0

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	25年度	26年度	27年度
特別徴収義務者数	2	1	1
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者 0	0	0
	宿泊しない者 71,535	63,602	63,275
調定額	5,365,125	4,770,150	4,745,625

※ 平成25年4月、特別徴収義務者1社は、鉱泉の利用を停止

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円

Ⅶ 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	23
2	府交付金等	23

VII 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
6月期分	29,933,000	28,804,000	31,654,000
11月期分	38,131,000	36,246,000	31,972,000
3月期分	35,369,000	29,377,000	37,227,000
計	103,433,000	94,427,000	100,853,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
6月期分	67,725,000	60,826,000	65,061,000
11月期分	96,253,000	90,124,000	96,837,000
3月期分	71,136,000	69,974,000	69,269,000
計	235,114,000	220,924,000	231,167,000

(3) 地方道路譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
6月期分	1	1	1
11月期分	1	2	2
3月期分	1	2	2
計	3	5	5

2 府交付金等

(1) 利子割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
8月期分	50,603,000	46,783,000	47,019,000
12月期分	35,214,000	36,471,000	27,763,000
3月期分	32,900,000	32,212,000	21,718,000
計	118,717,000	115,466,000	96,500,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
8月期分	30,413,000	49,763,000	48,676,000
12月期分	5,588,000	10,471,000	8,149,000
3月期分	136,294,000	251,468,000	169,619,000
計	172,295,000	311,702,000	226,444,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
3月期分	264,255,000	164,226,000	248,375,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
6月期分	482,372,000	621,458,000	784,803,000
9月期分	653,211,000	738,914,000	1,738,200,000
12月期分	302,429,000	423,925,000	773,198,000
3月期分	520,020,000	693,402,000	1,053,989,000
計	1,958,032,000	2,477,699,000	4,350,190,000

※ 平成26年度より、社会保障財源交付金を含む。

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
8月期分	49,210,000	25,253,000	38,839,000
12月期分	53,147,000	24,670,000	38,919,000
3月期分	64,155,000	27,418,000	42,914,000
計	166,512,000	77,341,000	120,672,000

(6) 府民税徴収委託金

(単位：円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度
8月期分	80,685,527	83,001,485	89,051,089
11月期分	87,149,559	92,792,962	86,634,189
2月期分	80,950,380	81,048,394	81,023,991
5月期分	79,726,864	79,217,530	79,437,722
計	328,512,330	336,060,371	336,146,991

VIII 徴収

1	徴収率の推移	25
2	歳出還付金、還付加算金	26
3	不納欠損額	26
4	平成27年度口座振替（自動払込）額	26

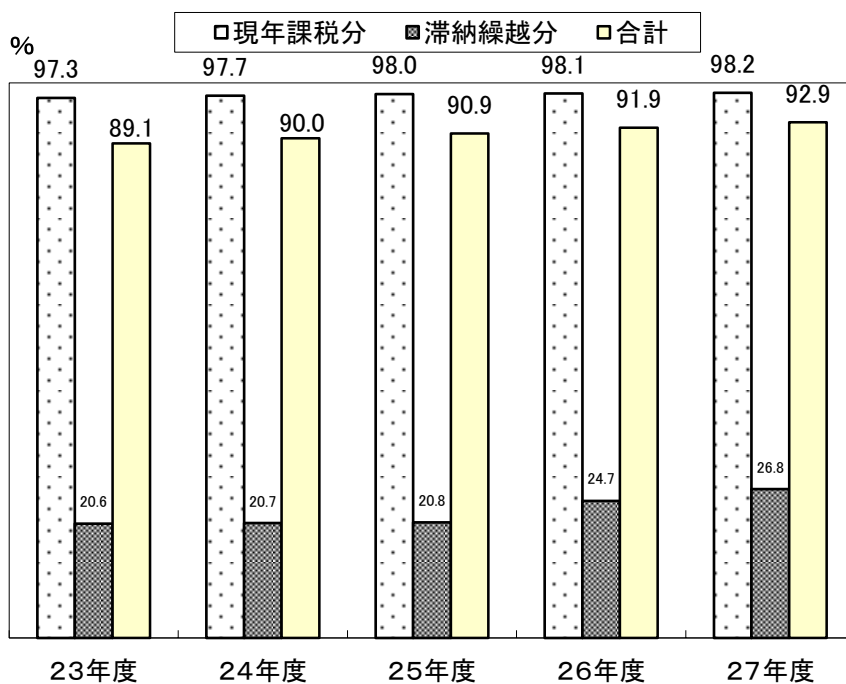
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
個人市民税	現年課税分	96.8	97.3	97.6	97.5	97.8
	滞納繰越分	26.7	27.5	31.1	35.1	39.9
法人市民税	現年課税分	98.5	98.9	99.5	99.5	99.5
	滞納繰越分	9.3	33.5	15.1	22.0	28.5
固定資産税	現年課税分	97.4	97.7	97.9	98.1	98.2
	滞納繰越分	21.0	20.0	19.1	24.5	26.3
軽自動車税	現年課税分	93.0	93.3	93.9	95.0	94.6
	滞納繰越分	11.7	12.5	12.8	14.5	24.0
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	97.0	97.4	97.7	97.9	98.1
	滞納繰越分	21.8	20.7	20.0	24.5	26.3
市税合計	現年課税分	97.3	97.7	98.0	98.1	98.2
	滞納繰越分	20.6	20.7	20.8	24.7	26.8
	合計	89.1	90.0	90.9	91.9	92.9

徴収率の推移



2 歳出還付金、還付加算金

(単位：件、円)

区分 年度	個人市民税・府民税			法人市民税		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
25	1,178	30,155,935	883,800	193	34,879,900	1,172,200
26	1,365	52,014,642	1,720,900	207	18,250,540	370,400
27	1,560	52,515,275	413,200	254	110,859,320	2,009,900

区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
25	634	41,038,680	15,754,265	21	49,200	—	2,026	106,123,715	17,810,265
26	1,299	48,305,220	11,591,548	28	70,800	—	2,899	118,641,202	13,682,848
27	575	31,178,521	7,291,323	32	89,320	—	2,421	194,642,436	9,714,423

3 不納欠損額

(単位：円)

	25年度	26年度	27年度
個人市民税	106,848,417	119,945,984	84,424,359
法人市民税	5,479,571	7,870,977	8,468,411
固定資産税	75,970,761	53,769,638	51,246,143
軽自動車税	9,235,328	12,175,680	6,234,390
都市計画税	18,881,562	13,254,873	12,643,578
合計	216,415,639	207,017,152	163,016,881

4 平成27年度口座振替（自動払込）額

(単位：人、%、円)

	納税義務者数	振替者数	加入率	現年課税分収入済額	振替納付額	振替率
個人市民税	38,993	3,563	9.1	2,664,520,825	378,034,441	14.2
固定資産税 都市計画税	79,346	12,012	15.1	11,856,489,976	2,449,395,460	20.7
軽自動車税	45,977	1,627	3.5	207,069,053	7,864,100	3.8
合計	164,316	17,202	10.5	14,728,079,854	2,835,294,001	19.3

IX その他

1	徴税費の状況	27
2	税務機構及び事務分掌	28
3	税務職員の年齢及び経験年数等	29
4	税務職員の手当	29
5	固定資産評価審査委員会委員	30
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数等調	30
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	31
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	32

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年度 区分		25年度			26年度			27年度			
		決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	28,279,333	101.2		28,484,430	100.7		28,480,242	100.0		
	個人府民税 (2)	7,250,792	100.1		7,202,722	99.3		7,360,667	102.2		
	計 (3)	35,530,125	101.0		35,687,152	100.4		35,840,909	100.4		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	204,242	94.9	40.2	215,134	105.3	40.9	213,362	99.2	41.4
		諸 手 当	145,537	88.4	28.6	150,456	103.4	28.6	146,467	97.3	28.4
		時間外勤務手当	14,692	49.4	2.9	13,705	93.3	2.6	11,064	80.7	2.1
		税務特別手当	425	85.5	0.0	417	98.1	0.1	407	97.6	0.1
		その他の手当	130,420	97.0	25.7	136,334	104.5	25.9	134,996	99.0	26.2
		そ の 他 (共 済 費 等)	69,958	95.3	13.8	73,292	104.8	13.9	74,710	101.9	14.5
	計	419,737	92.6	82.6	438,882	104.6	83.4	434,539	99.0	84.3	
	需 用 費	旅 費	128	109.4	0.0	155	121.1	0.0	172	111.0	0.0
		賃 金	7,900	97.9	1.6	6,901	87.4	1.3	8,968	130.0	1.7
		そ の 他	80,399	90.4	15.8	80,475	100.1	15.3	71,832	89.3	14.0
	計	88,427	91.1	17.4	87,531	99.0	16.6	80,972	92.5	15.7	
	合 計 (4)		508,164	92.3	100.0	526,413	103.6	100.0	515,511	97.9	100.0
	府民税徴収取扱費 (5)		316,099	100.7		314,627	99.5		314,976	100.1	
	(4) - (5) = (6)		192,065	81.2		211,786	110.3		200,535	94.7	
税収入に対 する徴税額 の割合	(4) / (3)	1.4%			1.5%			1.4%			
	(6) / (1)	0.7%			0.7%			0.7%			
税 務 職 員 数		61 人			61 人			59 人			

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

平成28年3月31日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主任～職員	計
市民税担当	1	1	1	2	2	15	22
固定資産税担当	—	1	—	3	1	14	19
納税担当	—	1	1	2	—	15	19
計	1	3	2	7	3	44	60

※ 主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

(2) 税務室の事務分掌

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

平成28年3月31日現在

年齢 担当名	25歳 未満	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 以上	計	平均年齢
市民税担当	2	5	1	6	0	3	5	22	39歳2月
固定資産税担当	0	1	1	0	1	3	13	19	51歳11月
納税担当	0	3	1	2	1	2	10	19	45歳3月
計	2	9	3	8	2	8	28	60	45歳1月

(2) 税務経験年数別職員数

平成28年3月31日現在

年数 担当名	0年 ～ 1年	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上	計	平均経験 年数
市民税担当	4	6	7	2	3	0	0	22	3年10月
固定資産税担当	0	7	4	2	2	3	1	19	6年8月
納税担当	1	6	4	3	1	3	1	19	6年7月
計	5	19	15	7	6	6	2	60	5年7月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種類	支給対象職員	支給額	摘要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	倉内 喜由	平成20年11月1日 (3期目)	平成29年10月31日
委員長職務代理	上原 武彦	平成23年7月10日 (2期目)	平成29年7月9日
委員	山本 實	平成25年10月1日 (2期目)	平成31年9月30日

6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数等調

区 分		年 度		
		25年度	26年度	27年度
審査申出件数		2	2	2
審査 決定 件数	認容(一部認容含)	0	0	1
	棄却	0	2	1
	却下	2	0	0
取下げ件数		0	0	0

7 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

平成28年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
市民税担当	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書発行窓口、各市民センター、堀溝サービス窓口及び市役所サービス処ねやがわ屋では、上記証明書のうち、「課税証明書」、「所得証明書」、「非課税証明書」、「公課証明書」、「評価証明書」、「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」、「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

※ 市民センター、市役所サービス処ねやがわ屋は、平成28年4月1日に各シティ・ステーションに名称

(2) 証明手数料収入額（税務室分）

	26年度		27年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	7,008	2,102,400	5,669	1,700,700	80.9	80.9	
課税、所得、非課税 法人所在地	7,008	2,102,400	5,669	1,700,700	80.9	80.9	1件 300円
固定資産税担当	2,311	1,715,950	2,255	1,588,350	97.6	92.6	
各種台帳閲覧	411	123,300	399	119,700	97.1	97.1	1筆、1棟につ き300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
評価証明	919	340,850	1,006	371,100	109.5	108.9	
公課証明	25	9,000	8	2,950	32.0	32.8	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	956	1,242,800	842	1,094,600	88.1	88.1	1件 1,300円
納税担当	934	280,200	1,104	331,200	118.2	118.2	
個人市民税納税証明	215	64,500	194	58,200	90.2	90.2	1件 300円
法人市民税納税証明	470	141,000	557	167,100	118.5	118.5	
固定資産税納税証明	193	57,900	277	83,100	143.5	143.5	
軽自動車税納税証明	8	2,400	7	2,100	87.5	87.5	
完納証明書	48	14,400	69	20,700	143.8	143.8	
合 計	10,253	4,098,550	9,028	3,620,250	88.1	88.3	

税率の変遷

市民税の税歴	33
諸税の税歴	52

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/19)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24			個人	均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 其他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭					所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャウブ使節団 日本税制報告書 発表(シャウブ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6. 10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6. 10	"	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4. 30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4. 30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3. 31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3. 31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3. 31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3. 31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3. 31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3. 31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3. 31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3. 31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/19)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度			
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.		
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同	左	同	左	同	左		
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同	左	同	左	同	左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左		
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同	左	同	左	同	左		
	基礎控除	90,000円		同	左	同	左	同	左		
市民税	均等割	400円		同	左	同	左	同	左		
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同	左	同	左	同	左
	均等割	100円		同	左	同	左	同	左		
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同	左	同	左	同	左		
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同	左	同	左	同	左		
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同	左	同	左		
	課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。	課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左		
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同	左	同	左	市民税所得割の税率が標準税率から 標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円			

市民税の税歴(3/19)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度	
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同 左		障害者・高齢者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		生命保険料	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)		同 左		社会保険料	
	基礎控除	100,000円		同 左		1年間の支払い金額の全額	
							雑 損
						医療費	
						基礎控除	
						雑 損	
						医療費	
						基礎控除	
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割	400 円
	所得割	15 万円以下の金額 2% 15 万円を超える金額 3% 40 万円 " 4% 70 万円 " 5% 100 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%		同 左		所得割	15 万円以下の金額 2% 15 万円を超える金額 3% 40 万円 " 4% 70 万円 " 5% 100 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%
	均等割	100円		同 左		均等割	100 円
	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4% ※特別控除の廃止		同 左		所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生の内 いずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。
	配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左			
	摘 要	○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円	

市民税の税歴(4/19)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の5% (10万円超のときは10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左	
基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円		
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
	摘 要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

市民税の税歴(5/19)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1.	48. 3. 15.	49. 1. 1.	49. 3. 15.	50. 1. 1.	50. 3. 15.	51. 1. 1.	51. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき170,000円を加える		同	左
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同	左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度100万円)		同	左	同	左	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円)超過額(限度200万円)	
	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同	左
市民税	均等割	400円		同	左	同	左	1,200円	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同	左	同	左
	均等割	100円		同	左	同	左	300円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%		市民税の所得割から配当所得の2.0% 府民税の所得割から配当所得の0.8%		課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	摘要	S47.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同	左	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同	左

市民税の税歴(6/19)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度		
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1.	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左		
基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円			
均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円			
市民税	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		
	均等割	300円		同 左		同 左		500円		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左		
	税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
		摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%	

市民税の税歴(7/19)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費 基礎控除	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円) 220,000円		同 左		同 左		260,000円	
市民税	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	

市民税の税歴(8/19)

賦課期日・申告期限	昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
	60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	同	左	同	左
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)	同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)	同	左	同	左	
	基礎控除	260,000円	同	左	同	左	
市民税	均等割	2,000円	同	左	同	左	
	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	同	左	同	左	
府民税	均等割	700円	同	左	同	左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同	左	同	左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	同	左	同	左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%					

市民税の税歴(9/19)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度		
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同	左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円		
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同	左	○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし		
	A 給与所得 B 給与所得以外	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象		同	左	300,000-{(A-350,000)×30/35} 合計所得金額は1,000万円以下が対象		
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円			普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 200万円)		同	左	同	左		
市民税	基礎控除	280,000円		同	左	300,000円		
	均等割	2,000円		同	左	同	左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同	左	
府民税	均等割	700円		同	左	同	左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同	左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2.5%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市8% 府4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市11% 府4% 総合課税 120/100のいずれか多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市5% 府2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、 市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)					

市民税の税歴(10/19)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人・特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	310,000円 360,000円 430,000円 520,000円	同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 50,000円以上100,000円未満 100,000円以上300,000円(A-50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 400,000円以上450,000円未満 450,000円以上300,000円(A-50,000)	310,000円 300,000円 -	同	左	同	左	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象							
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円(日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
市民税	基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左
	均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左
	所得割	160万円以下の金額 160万円を超える金額 550万円	3% 8% 11%	同	左	同	左	同	左
府民税	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
	所得割	550万円以下の金額 550万円を超える金額	2% 4%	同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	○優良住宅地等の 造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%	○特定市街化区域 農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%	○その他 市6% 府3% □平成6年度限り所得割の 20%(20万円限度)を減 税		

市民税の税歴(11/19)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 410,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 540,000円		同 左		同 左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 330,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000 円未満 330,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 円 - (A - 50,000)		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同 左		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同 左		同 左	
基礎控除	330,000 円		同 左		同 左		
均等割	2,000 円		2,500 円		同 左		
市民税	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円 " 11 %		同 左		200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 " 12 %	
	均等割	700 円		1,000 円		同 左	
	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 4 %		同 左		700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 % 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税		同 左	○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円超える 市 6 % 府 3 % □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税		○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 %	

市民税の税歴(12/19)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 A 配偶者の合計 所得金額 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	330,000円 330,000円	同 左	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左	
	基礎控除	330,000円		同 左	
市民税	均等割	2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 "	3% 8% 11%	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 "	3% 8% 10%
	均等割	1,000円		同 左	
府民税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
	税額控除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の上記率の1/2で 控除する。		同 左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	

市民税の税歴(13/19)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度		
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円			同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円			同左		同左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象						
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円			同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円				同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額				同左		同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額				同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)				同左		同左
基礎控除	330,000円				同左		同左	
市民 税	均等割	2,500円				同左	同左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%			同左		同左	
府 民 税	均等割	1,000円				同左	同左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左	
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。				同左	同左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110/100のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左	○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

市民税の税歴(14/19)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左	同左	同左	同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 330,000円 30,000円	同左	同左	○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満	30,000円				
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円	同左	同左	同左	同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左	同左	同左	同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左	同左	同左	同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左	同左	同左	同左
	社会保険料 雑 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10%を超える金額		同左	同左	同左	同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左	同左	同左	同左
	市民税	基礎控除	330,000円		同左	同左	同左
均等割		2,500円		3,000円		同左	同左
府民税	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%	同左	同左	同左	同左
	均等割	1,000円		同左	同左	同左	同左
税額控除	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	同左	同左	同左	同左
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	同左	同左	同左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110/100のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円			○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	

市民税の税歴(15/19)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円(A - 380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
		医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同
	基礎控除	330,000円		同	左
市民税	均等割	3,000円		同	左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
府民税	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

市民税の税歴(16/19)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H21. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)		同	左	同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象					
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			(税額控除に改組)	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
税率	基礎控除	330,000円		同	左	同	左
	市民税均等割	3,000円					
	市民税所得割	6%(一律)		同	左	同	左
	府民税均等割	1,000円					
税額控除	府民税所得割	4%(一律)					
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額	
	寄附金税額控除			・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置						
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左	

市民税の税歴(17/19)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1.	H23. 3. 15.	H24. 1. 1.	H24. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円		同左
	A… 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満	30,000円		
	障害者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円
	寡婦(夫)	特別障害	300,000円	特別障害	300,000円
	勤労学生	特別寡婦	300,000円	同居特別障害 特別寡婦	530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)			同左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)			同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同左
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)			同左	
基礎控除		330,000円		同左	
税 率	市民税均等割		3,000円		
	市民税所得割		6%(一律)		同左
	府民税均等割		1,000円		
	府民税所得割		4%(一律)		
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円) のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額			同左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて 全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて 全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同左	
					○0歳～15歳の扶養控除の廃止

市民税の税歴(18/19)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1.		H25. 3. 15.	
		H26. 1. 1.		H26. 3. 17.	
所	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 配偶者控除(70歳以上) 一般扶養 特定扶養控除(19歳~22歳) 老人扶養(70歳以上) 同居加算	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 380,000円 70,000円		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満	330,000円 380,000円 - (A - 380,000)円		同 左
得	※ 合計所得金額 1,000万円以下の 納税者が対象	750,000円以上760,000円未満	30,000円		※ A… 配偶者の合計所得金額
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 同居加算 特別寡婦	260,000円 300,000円 230,000円 300,000円		同 左
控	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円		同 左
	除	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同 左
税	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同 左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円)			同 左
	基礎控除	330,000円			同 左
	市民税均等割	3,000円			3,500円
	市民税所得割	6%(一律)			同 左
	府民税均等割	1,000円			1,500円
税	府民税所得割	4%(一律)			同 左
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同 左
額	住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の 所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税 の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の 課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円) のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額			同 左
	除	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同 左
摘	要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円 ≥ 合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円 ≥ 総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同 左

市民税の税歴(19/19)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1.		H27. 3. 16.	
		H28. 1. 1.		H28. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 配偶者控除(70歳以上) 一般扶養 特定扶養控除(19歳~22歳) 老人扶養(70歳以上) 同居加算	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 380,000円 70,000円		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 750,000円以上760,000円未満	330,000円 380,000円 - (A - 380,000)円 30,000円		同 左
	※ 合計所得金額 1,000万円以下の 納税者が対象		※ A… 配偶者の合計所得金額		
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 同居加算 特別寡婦	260,000円 300,000円 230,000円 300,000円		同 左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円		同 左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。			同 左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同 左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円)			同 左
基礎控除	330,000円			同 左	
税率	市民税均等割	3,500円			同 左
	市民税所得割	6%(一律)			同 左
	府民税均等割	1,500円			1,800円
	府民税所得割	4%(一律)			同 左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同 左
	住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算			同 左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)			同 左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同 左	

諸税の税歴(1/10)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(2/10)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人 市 民 税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	—	—	—	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(3/10)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税割	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 2輪の小型自動車 6,000円 " 貨物 2,500円 農業作業用 2,400円 その他 5,900円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

諸税の税歴(4/10)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
市民	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 自家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 6,000 円 その他 4,300 円 農業作業用 2,400 円 その他 5,900 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	ミニカー 2,500円
		市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/10)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	市 民 税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 2輪の小型自動車 6,000円 2輪の小型自動車 4,000円 農業作業用 2,400円 その他 5,900円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

諸税の税歴(6/10)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税制	法人税制	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 2輪の小型自動車 6,000円 " 自家用貨物 4,000円 農業作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(7/10)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19~21年度	平成22年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
市民	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 2輪の小型自動車 6,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 農業作業用 2,400 円 その他 5,900 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左

諸税の税歴(8/10)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市民	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 2輪の小型自動車 6,000円 " 自家用貨物 4,000円 農業作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円	同 左	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円	同 左
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左
	入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(9/10)

平成27年度		
法人税割		12. 1/100 (平成26年10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	法人税	<ul style="list-style-type: none"> ○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円
市民税	法人均等割	
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 2輪の小型自動車 6,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 農業作業用 2,400 円 そ の 他 5,900 円 (平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車) 3輪のもの 3,900 円 4輪の営業用貨物 3,800 円 " 自家用貨物 5,000 円 " 営業用乗用 6,900 円 " 自家用乗用 10,800 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円
市たばこ税		1,000 本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円
固定資産税		1. 4 / 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円
特別土地保有税		平成15年度から課税停止
都市計画税		0. 3/100
入 湯 税		宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円

諸税の税歴(10/10)

		平成28年度																																																																			
法人税制	法人税制	12. 1/100																																																																			
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																			
市民税	市民税	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1平成27年4月1日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。 ※2最初の新規検査後13年を経過した車両。平成28年度は、平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いためその年の12月に読み替えて判断。 ※3電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3		三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車	乗用・自家用	3,100円	3,900円	3,900円	4,600円		乗用・営業用	7,200円	10,800円	10,800円	12,900円		貨物・自家用	5,500円	6,900円	6,900円	8,200円		貨物・営業用	4,000円	5,000円	5,000円	6,000円																													
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																																														
三輪		軽三輪	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪																																																															
軽自動車	乗用・自家用	3,100円	3,900円	3,900円	4,600円																																																																
	乗用・営業用	7,200円	10,800円	10,800円	12,900円																																																																
	貨物・自家用	5,500円	6,900円	6,900円	8,200円																																																																
	貨物・営業用	4,000円	5,000円	5,000円	6,000円																																																																
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	■グリーン化特例 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>標準</th> <th>標準</th> <th>低</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">四輪乗用</th> <th rowspan="2">自家用</th> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+20%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>5,400円</td> <td>3,500円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	標準税額	← 環境性能 →				高	標準	標準	低	四輪乗用	自家用	電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車		10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車		営業用	6,900円	1,800円	5,400円	3,500円	8,100円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	5,200円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円			三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																			
		高	標準	標準	低																																																																
四輪乗用	自家用	電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																															
			10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																																													
	営業用	6,900円	1,800円	5,400円	3,500円	8,100円																																																															
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	5,200円																																																															
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																
	三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,925円																																																																				
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																				
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																				
都市計画税	0.3 / 100																																																																				
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																																																				



市 税 概 要 （平成28年度版）

平成29年1月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市財務部税務室

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)824-1181(代)内線2222

寝屋川市ホームページ <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

